

2 0 2 5 年度佐賀県（玄海町）における
理解促進活動支援事業

仕 様 書

2 0 2 5 年 4 月
原子力発電環境整備機構

1. 委託件名

2025年度佐賀県（玄海町）における理解促進活動支援事業

2. 委託業務の目的

原子力発電環境整備機構（以下「機構」という）は、文献調査が開始された佐賀県（玄海町）において、その住民や関係者の方々に、地層処分事業に関するご理解を深めていただくことに加え、地域振興に関する材料提供を行い多様な方策を主体的に検討いただくための体制を整備し、取組みを支援する。

具体的には、機構は玄海町での「対話を行う場」実行委員会の活動及び「対話を行う場」の開催を支援するとともに、周辺自治体を含む佐賀県内の住民との対話活動において寄せられる要望に対して、講演会・シンポジウム、施設等見学会、勉強会の開催など、多様な方法で柔軟にお応えすることとしている。

本事業は、機構の上記活動の事務手続きや諸準備、運営等について、機構を支援する事務を委託することにより、玄海町等の方々の地層処分事業等に関する理解を深めていただくための活動を、機構として最大限支援し、効率的、効果的に実施することを目的とする。

3. 業務委託における基本的遵守事項

本事業の受託者は、委託された業務を担当する関係者全員に次の基本的事項について説明を行い遵守しなければならない。

- (1) 機構の掲げる経営理念に則り、かつ機構の事業の社会的影響の大きさに特に留意して誠意をもって委託業務を実施すること
- (2) 機構の事業の公正性、透明性及び信頼性を棄損することのないよう委託業務を実施すること
- (3) 上記(1)、(2)に加え、機構の事業に関する国民への理解活動において説明会等を開催する場合、以下の行為を行わないこと
 - ① 金銭・便益等の提供を伴う参加者募集
 - ② 意図的な参加者の選別及び発言の誘導

4. 委託業務の内容

機構が玄海町等において実施する理解促進活動において、以下の支援的な業務を行う。理解促進活動の対象や実施時期などを含め、内容については機構の指示に従う。

(1) 開催案内の作成

- ・ 理解促進活動の参加者に個別の理解促進活動（（例）〇月〇日開催の講演会、〇月〇日開催の幌延深地層研究センター見学会）の内容を説明するための開催案内を作成する。

(2) 理解促進活動の運営支援

- ① 講演会・シンポジウム（以下「講演会等」という）（※1）の開催
 - ・ 機構は「対話を行う場」等での対話活動や地域の多様な主体からの要望も踏まえて、実施及び支援内容（テーマ、内容等）を決定する。受託者は、機構が決定した実施内容に基づき詳細な工程の調整を行う。また、会場の手配、講演会等の周知・参加者募集、申込受付、講演者・パネリスト等と

の諸調整、配付資料（説明資料、アンケート用紙等）や資機材の準備等、諸準備を行い、講演会等の開催にあたっては映像の撮影・配信及び記録作成を行う。

- ・ 受託者は、講演者・パネリスト等への謝礼金や旅費・宿泊費の支払いを行う。

※１「講演会等」とは、多数（１００名程度）の聴衆を対象に、地層処分事業や地域振興先進事例等、特定のテーマについての専門家による講演やパネルディスカッション、NUMO職員等による地層処分事業についての説明を行うイベント等をいう。

② 施設等見学会（※２）の開催

- ・ 機構は「対話を行う場」等での対話活動や地域の多様な主体からの要望も踏まえて、実施内容（内容、見学先施設等）を決定する。受託者は機構が決定した実施内容に基づき詳細な工程の調整を行う。また、当該見学先施設や参加者が利用する交通機関のチケット、宿泊先の手配、配付資料（アンケート用紙等）の準備等、諸準備を行い、参加者の集合から解散までの行程の管理等、施設等見学会の開催にあたってはその運営を支援する。

※２「施設等見学会」とは、幌延深地層研究センター等の地層処分技術の理解促進に資する施設、六ヶ所村原子燃料サイクル施設、原子力発電所、原子力関連施設立地地域や地域振興策の検討に資する施設などの見学会をいう。地域住民等全般が対象。なお、玄海町民をはじめ佐賀県内の住民から施設等見学会の希望がある場合にも適用が可能。

③ 勉強会（※３）の開催

- ・ 機構は「対話を行う場」等での対話活動や地域の多様な主体からの要望も踏まえて、実施内容（テーマ、内容等）を決定する。受託者は機構が決定した実施内容に基づき詳細な工程の調整を行う。また、会場の手配、講師との調整、配付資料（説明資料、アンケート用紙等）や資機材の準備等、諸準備を行い、勉強会の開催にあたってはその運営を支援する。
- ・ 受託者は講師への謝礼金や旅費・宿泊費の支払いを行う。

※３「勉強会」とは、“放射線”“地下水”“地震及び断層”“日本のエネルギー政策”“地域振興先進事例”等、特定のテーマについて開催する学習会をいう。地域住民等の中で特定テーマに対する学習を希望する方が対象。

(3) 事後報告の支援

- ・ 受託者は、機構が各理解促進活動終了後、速やかに事後報告・評価できるよう、開催実績や地域住民等の意見聴取等による活動の評価を支援する（参加者数・アンケート結果の集計及び分析、実施結果・特記事項の報告、改善点の提案、チラシ・ポスター作成など）。

5. 報告書の作成

- ・ 受託者は本事業終了後、本事業全体に関し速やかに項目４で実施した内容の報告書を作成する。

6. 積算書作成に係る留意事項

- ・委託料の内訳は、人件費、直接経費、一般管理費に区分する。
- ・委託料は以下の前提条件において、項目4、項目5を実施するのに必要な経費を計上する。
- ・委託業務の目的及び委託業務の内容は、項目2及び項目4に記載のとおりであるが、この積算にあたっては、「玄海町」を起点として必要な経費を計上するものとする。
- ・この積算で用いる単価等は、入札において使用するものであり、精算は、実際にかかった費用に基づく。

(講演会等)

- ✓この積算においては100名規模の講演会等を玄海町で2回、唐津市で1回開催するものとする。

【内 訳】

	回 数	講演者数 (1回あたり)	コーディネーター数 (1回あたり)	パネリスト数 (1回あたり)	その他 (1回あたり)
① 有識者・専門家などによる講演会	3回	1名	1名	3名	—

- ✓登壇者（NUMO 職員を除く）への謝礼金は、講演者（有識者など）32万円、コーディネーター5万円、パネリスト・専門家・講師2万円とする。

- ✓登壇者（NUMO 職員を除く）への旅費・宿泊費、受託者の旅費・宿泊費、配付資料に係る費用（冊子制作や製本の印刷など）、資機材発送費、会場借料、参加者用送迎バスに係る費用、開催告知・開催報告に係る費用（チラシの制作・印刷[2,000枚/回とする]、新聞折込[折込範囲は、玄海町※とする]など、講演会等を開催するのに必要な金額を計上する。

※唐津市開催時は唐津市も折込範囲に加えるものとする。

- ✓登壇者（NUMO 職員を除く）の1回・1名あたりの旅費・宿泊費は10万円とする。

- ✓参加者用送迎バスは、講演会等の当日に、玄海町内の各地区から合計100名の参加者を、諸浦地区の会場まで往復輸送するために必要な金額を計上する。

- ✓受託者は、各講演会等において各1回（計3回）、下見・準備のため1回現地まで移動するものとし、講演会等を開催するのに必要な旅費・宿泊費を計上する。

- ✓各講演会等の模様を動画撮影し、「YouTube」等で限定動画配信を行う経費を計上する。

- ✓議事録の作成及び記録写真撮影に必要な費用を計上する。

(施設等見学会)

- ✓この積算においては、施設等見学会を12回実施し、玄海町を起点として幌延深地層研究センター（9名・8回）と、六ヶ所村原子燃料サイクル施設（10

名・4回)を見学するものとする。

✓参加者の旅費・宿泊費、受託者の旅費・宿泊費など、施設等見学会を開催するのに必要な金額を計上する。

✓幌延深地層研究センターにおける、参加者の旅費・宿泊費は、借上バスを利用し、稚内等で2泊する行程で計上する。

✓六ヶ所村原子燃料サイクル施設における、参加者の旅費・宿泊費は、航空機、新幹線を利用し、その他の移動は借上バスを利用するとともに、六ヶ所村等で2泊する行程で計上する。

※場合により幌延深地層研究センターと六ヶ所村原子燃料サイクル施設を1度の施設見学会で視察することもある

✓受託者は、各施設等見学会において、上記参加者の移動行程に同行し、各1回(計12回)、現地まで移動するものとする。また、下見・準備のため2回(幌延深地層研究センターと六ヶ所村原子燃料サイクル施設)、現地まで移動するものとし、施設等見学会を実施するのに必要な旅費・宿泊費を計上する。

✓同行する機構職員に係る経費は、計上しない(支払いも不要)が、宿泊等にかかる手配を依頼する場合がある。

(勉強会)

✓この積算においては20名程度の勉強会を玄海町で10回実施するものとする。

✓講師への謝礼金は、2万円とする。

✓講師への旅費・宿泊費、受託者の旅費・宿泊費、配付資料に係る費用、資機材発送費用、会場借料など、勉強会を開催するのに必要な金額を計上する。

✓講師の1回・1名あたりの旅費・宿泊費は10万円(税抜き)とする。※

✓受託者は、各勉強会において各1回(計10回)、下見・準備のため4回、現地まで移動するものとし、勉強会を実施するのに必要な旅費・宿泊費を計上する。

※直接経費における講演者、コーディネーター、パネリスト、専門家、講師等の旅費及び宿泊費は当該講演者等の所在地により金額が変動し、明確な条件設定が提示できないため、上記積算額に指定することとする。

(その他)

✓借損料(ノートPC、プロジェクター、WiFiルーター等)、通信料(WEB会議用アプリ使用料等)、感染症対策費用(手指消毒用アルコールや、参加者検温用の体温計等)など、上記以外で本事業を実施するのに必要な費用を適宜計上する。

7. 実施期間

・委託契約締結日から2026年3月13日まで。

8. 支払い

・支払いについては、確定検査後払いとする(確定月の翌月末までに支払う)。

ただし、契約書の定めに基づき、受託者は、業務の完了前に業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、委託業務の完了前に概算払請求書を提出し、機構の確認を受けた後に支払いを受けることができる。

・本契約においては、概算払いは3回を限度とし、機構は概算払いの請求を受けた

月の翌月末までに支払うものとする。

9. 担当箇所

- ・地域交流部調査企画グループ

10. 提出書類等

提出書類等一覧表

提出書類等	提出期限	提出先	提出部数	備考
事後報告	各対話・広報活動終了後、速やかに	地域交流部調査企画G	1部	電子データにて報告
報告書	2026年 3月13日	地域交流部調査企画G	正1部 副1部	電子データをCD-R等電子媒体に保存し提出

11. 特記事項

(1) 再委託の扱い

- ・受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- ・受託者は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）をしてはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合であって、当該再委託が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- ① 本契約の締結時における実施体制図に定めるものであるとき。
- ② 機構の承認を得たものであるとき。
- ③ 受託者が再委託先に支払う契約金額が100万円未満で、かつ本件委託金額の50%以下に該当するとき。

(2) 業務実施状況の報告

- ・受託者は契約期間中、必要に応じて業務の実施状況を書面にて、当機構に報告し、機構の指示を受けるものとする。

(3) 疑義が生じた場合の扱い

- ・本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に明示がない事項について疑義が生じた場合には、その都度、当機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

(4) 適否判断資料の提出

- ・入札者は入札者が本委託業務を適切に実施できるか否かを当機構が判断できるよう、業務実績等がわかる資料等を提出すること。

(5) 情報管理

- ・受託者は、地域住民等に不利益が生じないよう機構と協議の上、厳重な情報管理を実施する。ただし、地域住民等自らが情報公開する場合や地域住民等が情報公開することを書面にて了解した場合は、この限りではない。
- ・受託者は、本業務の実施で取得した個人情報、厳重な情報管理の下、本業務を実施する上で必要不可欠な範囲で利用するものとし、本業務終了後、速

やかに削除すること。「個人情報に関する取扱い」については契約書の特記事項第5条の規定を遵守すること

以 上